

大津家庭裁判所委員会議事録

1 日時

平成21年6月25日（木）午後2時00分から午後4時30分まで

2 場所

大津家庭裁判所大会議室（本館1階）

3 出席者

（委員）五十音順・敬称略

飯田喜信，大野正男，國松完二，甲津貴央，内藤悟，松原豊彦，松山正明，三上征次，若佐一朗

（ゲストスピーカー）

近藤秀男，橋田美穂子

（事務担当者）

吉田進，梅森昌行，中野典子，坂井稔，藤原扇一，吉川昌範，大本善久

4 議事

(1) 委員の異動の報告

事務担当者から，裁判官委員1名の異動について報告した。

(2) 新任委員の自己紹介

(3) 離婚事件の現状について

ア 離婚事件を取り巻く現状について事務担当者から報告

イ 離婚調停の動向について事務担当者から報告

ウ 離婚訴訟の現状について大野委員から報告

(4) ゲストスピーカー（調停委員2名）の紹介

(5) 意見交換

「離婚事件の課題について」

発言内容は，別紙・のとおり

「家庭裁判所委員会に参加した感想，今後の在り方について」

発言内容は，別紙・のとおり

(6) 任期満了に伴う退任委員のあいさつ

(7) 次回の開催日程

新委員委嘱後，日程及び議題を調整の上，開催することとした。

(別紙1)

発言要旨

(■委員長, ○学識経験者委員, ◎弁護士委員, △検察官委員, ◇裁判官委員, □ゲストスピーカー, ▲事務担当者)

○ 離婚訴訟の棄却判決が8%ということだが, 棄却判決とは, 離婚する理由がないということになるのだと思うが, その判決の後, 裁判所はどのように関わるのか。また, 平均審理期間が約1年弱ということについて, このくらい期間が必要になるのはどういう理由からか。

◇ 判決の9割以上は認容判決で, 棄却判決は非常に少なく, 例外的なケースになる。その理由は統計からは分からないが, おそらく, 離婚原因がなく, まだ破たんに至ってないということか, 破たんはしているが, 有責配偶者からの離婚請求, つまり, その破たんについて責任を負う側が訴えている場合に認容し難いということで棄却している場合が考えられる。裁判所においては, 判決が出れば手続は終了するので, その後, 何らかの調停申立等があれば新たな事件として関与することは考えられるが, 判決が出た後に裁判所が特別なケアをするということはない。

審理期間について, 事案によってはもっと時間がかかるケースもあると思う。離婚事件の場合, 離婚自体に争いがあるのか, 離婚自体に問題はないが, 親権や, 養育費, 財産分与等の金銭的な問題等の付帯的な問題で争いがあるのか, いろいろなケースがある。いずれにしても, 争点を明らかにした上で, 準備書面等の提出による主張のやりとりがあり, 夫と妻の尋問をした上で判決することになる。ある程度争点がある場合は, 1年を超えるのもやむを得ないと思う。

■ 調停の審理期間はだいたいどの程度か。

▲ 調停の審理は, 3か月以内が3分の1, あとの3分の1は約5か月以内, それ以上が残り3分の1である。平均的には, 約半年で終局している。回数としては平均4, 5回で終了しているので, 1か月に1回期日を入れるとして半年程度になる。

□ 平均すると, だいたいそのくらいの期間という印象である。

■ 調停, 訴訟を通算すると, だいたい1年半から, 場合によっては2年かかるということだが, この期間についての印象は, いかがか。

○ 離婚の訴訟をして, 次の人生を歩んでいくという意味では, もう少し早くならないかなと感じる。

○ 調停委員は, 離婚ありきで調停をされるのか, どういう姿勢で調停に臨むのか。また,

当事者が未成年者や病気の人である場合はどのように調停されるのか。

- 離婚調停の申立てをする人は、離婚を求めている人がほとんどだが、まず、本当に離婚しか方法がないのか、第1回の期日のときに話し合いをするようにしており、離婚ありきという姿勢で臨んでいるわけではなく、やり直しの可能性も探っている。ただ、裁判所はまだ敷居が高いのか、裁判所へ申立てをする人は、だいたい離婚を決意して申立てをしている人がほとんどである。

病気の人については、家庭裁判所には、医務室があり、そこに精神科医がいる。最近うつ病の人が多いが、そういった人が離婚という重大な決断をすることの是非という問題もあることから、そうした問題についても精神科医と相談しながら調停を進めていく。

- ▲ 私も、最近、うつ病とまでは言えないが、うつ状態と思われる人が増えているのではないかと感じている。そういう場合も、先ほど話に出た家裁にいる精神科医と相談しながら、慎重に調停を進めることが多い。また、家庭裁判所調査官にもそういった知識が一定程度あるので、調停期日に出席し、当事者等に対する援助を行いながら調停を進めていくこともある。

- 三点ほどお聞きしたいことがあるが、一点目は、離婚調停の申立てをする方は、家裁に行く前に弁護士に相談するなどいろいろなアプローチをした上で裁判所に来られるのだと思うが、どのようなプロセスを経て家裁に来るのか。二点目は、家事調停において調停委員はどの段階でこういった形で内容の整理をして、関与していくことになるのか、三点目は、離婚の場合、年金など経済的な問題等が絡んでいることが多いと思われるが、そうした本人の背景事情について、どのように調査されるのか、教えていただきたい。

- 一点目の離婚調停の申立てをする人たちが裁判所に来るまでにどのようなプロセスを経て裁判所に来るのかについて、どうか。

- ◎ 実際に離婚を考える人は、まず、身近な人に相談した上で、自分で離婚申立てをするか、あるいは、もう少し情報を仕入れてからということで行政の窓口又は弁護士事務所に相談に行くというルートをとられると思う。

各裁判所によって違うと思うが、大津家裁は、弁護士がついて一緒に調停に行くケースは全体の半分くらいだと思う。弁護士事務所に来た人には、弁護士費用が発生することを説明し、相談をするだけで自分で調停を申し立てるのか、それとも弁護士等に一緒に来てもらって調停を進めていくのかを判断してもらおう。私の場合、調停が1、2回で成立しそうであれば本人だけで調停に行ってもらい、離婚調停が成立する見込みがなく、そのまま訴訟に発展すると思われる場合は、相手方の様子も見たいので、調停段階から

付いて行っている。ただ、調停は、半日かかるので、時間を気にすると行きづらいものがある。また、DVの被害を受けて、記憶が混乱していて、聞き取りさえうまくできない人や、本当に精神的に疲弊していて、自分だけでは裁判所に行けないような人については、付き添って調停に行くこともある。このように弁護士の関わり方はケース・バイ・ケースであるが、そのような相談も全くなく、いきなり裁判所に駆け込む人も多いと聞いている。そういう場合、実務的なことは裁判所の方で説明してもらい、それ以外のことについて、市販の本を読むなどして知識を身につけながら調停に臨み、裁判になってから相談に来られる人もいる。ただ、本に書いてある以上のことを弁護士がアドバイスするというものではなく、弁護士は照会や調査囑託など証拠の集め方のノウハウやスキルがあるので、証拠の集め方について協力できるのかと思う。

□ 私の印象では弁護士が調停に付いて来るケースは3割ぐらいで、一般の人が本などを読んで来るケースが多い。その場合、一般の人は調停がどういうものか分からないので、まずそういう説明からしていかなければならない。

■ 家裁の受付窓口ではどのようなプロセスで来られる人が多いか。

▲ 行政相談、弁護士事務所で相談した上で来られる人もいるが、そうでない人も多い。そのような人は、家裁の窓口で、いろいろ相談されるが、家裁は手続についての相談しか応じられないので、自分の立場を援助してもらいたいのであれば弁護士事務所や法テラスに行くように話している。

■ 調停申立後、調停委員が当事者との間で、どのように内容の整理をしていくのかについて、まず、制度の手続について、調停委員は初めにどのような説明をするのか。

□ 最初に、調停はどのような形で進めるのか、調停と裁判との違いについて説明しており、それを丁寧にすることが一番大切だと思う。

最近インターネットなどで勉強をしていて、以前と比べると大分分かっている人が多いと思うが、そうは言っても調停で裁判所が何らかの判断をしてくれると期待を持って来られる人も多い。また、感情の入り組んだ問題でもあることから、最初の段階で当事者が感情的になって事情聴取に時間がかかることも多い。ただ、その事情聴取をしつかりしないと次の段階に行けない。

◇ 裁判官が調停に立ち会うケースはあまりないが、調停委員のまとめた経過メモ等を見ると、その紛争において、何が争点となっているか、最初の段階で双方の話を聞く中で、調停委員は見定めているように思う。

■ 離婚はするとしても、離婚の仕方が問題で、申立の段階では、子の親権の問題、財産

の問題等離婚後の生活について整理ができていないことが多いが、調停委員が調停の最初の段階で、双方の話を聞いていくうちにだんだん定まってくると思う。最初の2、3回は、聞くことが大切で、そういう時間は必要かと思う。

特に婚姻費用の分担や財産分与の問題について、財産的な状況等の背景事情を調べるに当たり、資料の提出を促していくことになると思われるが、どのような流れで進めていくことになるか。

- 源泉徴収票や給与明細などの資料については、初回か2回目には持ってきてくれる。そうした資料が別れた後の子の養育費等の算定の基礎になる。また、自営業者であれば確定申告書などはすぐに持ってきてくれる。住宅などの夫婦が共有財産として築きあげたものがある場合は、住宅ローンをどうするかなど、非常に難しい問題になってくる。
- 調停においては、そういう資料を提出してもらい、その資料を的確に評価していくことが大事になってくる。
- 財産分与の問題等においては、預貯金について、通帳を出してもらうことになるが、預貯金をもっとあるはずだという感じで言われることがあり、そういう場合にどうするかは難しい問題である。
- 財産関係のほかに、子の親権者をどちらにするかについて争いがある場合、どのような事実の調査をするのか。
- ◇ 子の親権の問題、あるいは面接交渉など、実際に監護していない親の方から、子は今どうしているんだという話が出ることもある。そういうときには調停委員が話をして、調停段階においても、現在、子がどういう状況にいるのかということを徹底的に調査してもらうということもある。
- 昔はそうでもなかった気がするが、調停の場でもきちんとした事実の調査をする傾向が強まっていると思うが、どうか。
- ▲ 子の監護について争いがある場合、家庭裁判所調査官に対して、子の監護状況の調査命令があり、調査官が子の生活状況を調査して、調停委員会に報告し、その結果を基に調停をするという方法がとられている。調停の中で、監護していない親の方から子に会いたいとの主張がなされることがあるが、裁判所には児童室という部屋があり、その部屋を使って子と面会させるという方法がとられるケースもだんだん増えてきている。ただ、それは誰でも要望があればできるわけではなく、子の状況や、親の状況等を見極めて、実施するかどうかを判断しており、暴力が原因で別居しているような親の場合には、子に合わせるのとは適当ではないということで採用しないこともある。

また、通常の調停は、申立人と相手方別々に調停委員が話を聞きながら進めるが、ケースによっては、同席で調停を進めることを試みることもある。

■ 調停はよく考えられた制度だが、それが国民に知られているかどうかが問題である。離婚の9割が協議離婚だが、協議離婚が実際適正に行われているか、もっと調停を利用すれば、適正な離婚ができるのではないかとも思うが、どうか。

○ 図書館では、最近、離婚を始めとして、家庭内のもめ事を整理するための本が置いてある。特に、離婚に関する本は多い。ただ、本はたくさん出ているが、中身はまちまちで、書いていること全部が正しいかどうか分からない。先ほどアプローチの話が出ていたが、きちんと情報を得ることができる制度があればいいと思う。裁判員制度の関係で、図書館にも裁判所の広報チラシなどを置いているが、情報の整理について、サポートしていくことが大事だと思う。

▲ 情報過多で、ネット等でも情報が氾濫しているところ、そういった情報が必ずしも正しいか疑問である。情報をどのように整理し、どういうふうに持っていけば適正な離婚に向けての行動がとれるのかについて、裁判所としてサポートしていくためにどのような活動をすればいいか、こうした場でアイデアを出していただけるとありがたい。

■ 例えば、身近な人が離婚の問題を抱えたときに、適正な情報の入手方法について、裁判所はどのようにしてニーズに応じていくことができるか、利用者の立場に立って、御意見をいただきたい。

○ 離婚などの状況に直面した人は、冷静に状況を判断することが難しくなっていると思う。インターネットなどで情報を得ることはできるが、誰かに話を聞いてもらって、第三者の目から状況を見てもらい、整理することが大事だと思う。今、人間関係が苦手な人が増えており、自分で相談先をうまく見つけられる人はいいが、自分で悩みを抱え込む人も多いと思う。事の性質上、誰にでも話ができることではないことから、自分のプライバシーは守ってもらえて、かつ、話を聞いてもらえるような信頼できる相談の窓口があればいいと思う。

配布資料を見ると、離婚件数のうちの人事訴訟事件の割合について、少しずつ増えているような感じがする。そういう訴訟に至る割合が増えている背景について、どう考えているか。訴訟が増えてくるのは今の社会を反映しているのかと思うが。

■ 家庭裁判所において、適正な情報の入手という意味で、先ほど出てきたようなニーズに対応できるかという点は、どうか。

▲ 家裁の相談は、その方の立場に立ってアドバイスするという相談ではなく、手続につ

いての相談であることから、家裁での相談の名称を家事相談から家事手続案内に改められた経緯がある。相談に来られる方は、自分が有利になるにはどうしたらいいかという視点で来られる人が多いので、そうしたニーズに合った相談にはなかなか応じられないこともある。

■ 確かに情報として過多なところがあり、手続や内容について相談できるような窓口を作ることが、制度的にできるかについて、いかがか。

◎ 離婚の原因や経済的な背景は、個々ばらばらで、本を読んで自分で判断できる人はあまりいないので、どこかで相談できる場を設けることはいいことだと思う。その場合、どういうふう相談できる場所へ誘導していくかという問題、もう一つは、誘導されたところで人数を確保しないといけないという問題がある。相談の場として、弁護士会も電話相談を実施したり、法テラスでの相談という形でも受けさせてもらっているが、大津の弁護士も100人足らずで全員で離婚相談に応じることは不可能である。ただ、そこまで専門的な相談にならないまでも、ある程度、自分の権利としてどのようなものがあるか、どこに相談すればいいのかということをおアドバイスしてくれる人が身近にいたらいいと思う。それは、ボランティアの方でも、行政の住民課の窓口の方でも構わないが、実際にそういったシステムをどうやって構築していくのかは難しい問題だと思う。

人事訴訟が増えている点について、社会を反映しているという話があったが、私が聞いている限りでは、このような形で家から追い出される人がいるのかというふうな憤りを感じるような事例も多く、まだまだ強制的に離婚届に名前とはんこを押させて、そのまま無一文で追い出すというようなことも多々聞くことから、一定程度、法的な手続に向かっている人が増えることに肯定的な側面もあるということをお分かっていただけたらと思う。

◇ 人事訴訟が増えているという点について、大きく言うと権利意識の向上と言うか、法的に認められるものであれば、訴訟してでも実現したいという人が増えてきているのではないと思う。ただ、人事訴訟件数の割合について、平成15年まで3%台だったのが、平成16年から4%台になっているのは、平成16年に人事訴訟が家庭裁判所に移管された時期で、これはまさに窓口が一本化されたことが数字に表れたのかなと思っている。

(別紙2)

- この2年間の家裁委員会の活動内容を振り返り、感想や御意見をお聞きしたい。
- ちょうど裁判員制度が始まる時期で、裁判所においていろいろと指導いただき、勉強になった。
- 調停委員は、負担が重いところもあると思うので、今後費用面等において前向きに考えていくべきところがあるのではないかと思った。
- 委員を経験し、いろいろな話を聞かせていただいてよかったと思っている。家事調停は非常に丁寧なやり方をされている制度と感じた。調停委員という、いわゆる職業的な裁判官や調査官以外の方が関わっていることを初めて知った。今後、調停事件あるいは訴訟がだんだん増えてくると思われることから、人、施設などいろいろな面で、相談を受ける態勢の整備が必要になってくるのではないかと感じた。
- 仕事柄、裁判所に接する機会は多いが、この委員会に参加して、かなり勉強させていただいた。特に、情報公開について、リーフレットなどを作成して積極的に取り組まれていると感じたが、もっと違う形で情報提供することを検討してもいいのではないかと思った。離婚等について、裁判所は、最後の拠り所という部分がある。裁判は、積極的に起こしてくださいとピーアールをするようなものではないが、適切な情報を提供する必要がある、今後、適切な情報提供が行われるような場の設定を考えていただければ、より一層裁判所が身近なものになっていくのではないかと思う。
- 家庭裁判所ということで、特に少年事件などの大きい事件で、未成年者の実名報道など新聞報道の在り方が問題になり、図書館でも話題になることがある。また、裁判員制度の始まる時期に委員をさせていただき、裁判員に関する本も多く出版され、仕事を通じていろいろ勉強になった。
- ◎ 裁判所の職場には、「よい仕事はよい職場環境にある」と掲げられている。裁判所の職場環境が良くなれば、いい仕事ができ、かつ、国民のためになるような調停あるいは裁判がなされると思う。一定程度、裁判所外の風が入ると、風通しが良くなる。そのためにも、普段裁判に関わらない者の立場から何か疑問点をぶつけることは必要であり、それが裁判所内でどのように議論され、どのように改善されていくのかが大事だと感じている。裁判員裁判や調停委員の制度もそうだが、外部の人間が裁判所の中に入り、その場でその仕事を見る。また、それだけでなく、職員の方と積極的に話をすること、裁判所のためにも、あるいは国民全体のためにもなると感じている。

裁判所の職員の方には大変なご準備、苦勞をいただき、このような機会を設けていた

だいたことを感謝している。ただ、ここでの議論の結果を裁判所の運営に活かしてほしい。国民のためにどのようにしたらいい裁判所にできるのか、裁判所の皆さんで考えていただきたい。そのときに閉ざされた職場というのは、環境を悪くさせてしまうことが多いので、より開かれた職場、その中で自己変革できるような職場にしていただければと思う。

- ここでの議論が裁判所の中にフィードバックされ、さらに県民、国民の中に広がり、裁判所がより身近な存在になっていかなければならないと感じている。特に家庭裁判所は本来そうあるべきだと思っている。今後の家裁委員会の取組みについても、いろいろと御協力いただければと思っている。